

鴨川市市民後見人候補者の登録等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年1月20日

鴨川市長 佐々木 久之

#### 鴨川市告示第9号

鴨川市市民後見人候補者の登録等に関する要綱の一部を改正する告示

鴨川市市民後見人候補者の登録等に関する要綱（令和元年鴨川市告示第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「成年後見制度の利用の促進を図るため、本市、館山市、南房総市及び鋸南町が共同で」を「本市、館山市、南房総市及び鋸南町から成年後見制度の利用の促進を図るための業務の委託を受けた社会福祉法人鴨川市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が当該業務を行うために」に改める。

第3条第1項第2号中「安房地域権利擁護推進センター（以下「センター」という。）」を「市社協」に改め、「の基礎研修及び実践研修」を削り、同条第2項中「（以下「登録」という。）」を削り、同条第3項中「登録の期間」を「第1項の規定による登録の期間」に改め、同項ただし書中「登録を」を「当該登録を」に、「登録者」を「市民登録者」に改める。

第4条中「登録（前条第3項ただし書）」を「前条第1項の規定による登録（同条第3項ただし書）」に改める。

第5条第1項中「センター」を「市社協」に、「登録」を「第3条第1項の規定による登録」に改め、同条第2項第1号中「センター」を「市社協」に改め、「基礎研修及び実践研修の」を削り、同項第2号中「センター」を「市社協」に改め、同条第3項中「登録の」を「第3条第1項の規定による登録の」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（他市町からの申出による登録等）

第5条の2 市長は、前3条の規定にかかわらず、館山市、南房総市又は鋸南町（以下「他市町」という。）から当該他市町の市民後見人候補者名簿に登録された者が本市の市民後見人候補者名簿への登録を希望する旨の申出があったときは、本市の市民後見人候補者名簿に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を鴨川市市民後見人候補者名簿登録通知書（別記第2号様式の2）により、当該他市町及び同項の規定による登録を受けた者（以下「他市町登録者」という。）に通知するものとする。

3 第1項の規定による登録の期間は、当該登録の日から直近の3月31日までとする。ただし、他市町からの申出によりこれを更新することができる。

第6条第1項中「前条第1項の規定により」を「第3条第1項又は前条第1項の規定による」に改め、同項第2号中「基礎研修及び実践研修の」を削り、同条第2項中「登録を」を「その登録を」に改め、同条第3項中「登録」を「第3条第1項又は前条第1項の規定による登録」に、「センター」を「市社協及び安房地域権利擁護推進センター」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市民登録者に対しては、あらかじめ同意を得るものとする。

第6条第4項中「センター」を「市社協及び安房地域権利擁護推進センター」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(他市町の市民後見人候補者名簿への登録)

第6条の2 市民登録者は、他市町の市民後見人候補者名簿への登録を受けることができる。

2 前項の規定により他市町の市民後見人候補者名簿への登録を受けようとする者は、鴨川市市民後見人候補者名簿登録申請書(別記第1号様式)に市民後見人候補者名簿への登録を受けようとする他市町の名称を明記しなければならない。

3 市長は、前項に規定する者について前条第1項の規定により市民後見人候補者名簿への登録をしたときは、当該他市町に対し、当該市民登録者が当該他市町の市民後見人候補者名簿への登録を希望する旨及び前条第1項各号に掲げる事項を通知するものとする。

第7条の見出しを「(登録の変更の届出等)」に改め、同条第1項中「登録者」を「市民登録者」に、「前条第1項及び第2項」を「第6条第1項及び第2項」に改め、同条第3項中「前条第3項及び第4項」を「第6条第3項及び第4項」に、「前項」を「第2項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、他市町から他市町登録者の第6条第1項の規定により登録した事項に変更があった旨の通知があったときは、当該通知に係る事項を市民後見人候補者名簿に登録するものとする。

第7条に次の1項を加える。

5 市長は、他市町の市民後見人候補者名簿に登録されている市民登録者から第1項の届出書の提出があったときは、当該他市町に対し、当該届出に係る事項を通知するものとする。

第8条第1項及び第2項中「登録者」を「市民登録者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、他市町の市民後見人候補者名簿に登録されている市民登録者から第1項の届出書の提出があったときは、当該他市町に対し、当該届出に係る事項を通知するものとする。

第9条第1項中「登録者」を「市民登録者又は他市町登録者」に改め、同項第2号中「センター」を「市社協」に改め、同項第4号中「センター」を「安房地域権利擁護推進センター」に改め、同条第2項中「市長は、」の次に「市民登録者について」を加え、「登録者」を「当該市民登録者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、他市町の市民後見人候補者名簿に登録されている市民登録者又は他市町登録者について第1項の規定により登録を取り消したときは、当該他市町に対し、その旨を通知するものとする。

第10条中「又は前条第1項」を「、前条第1項」に改め、「取消しをしたとき」の次に「又は他市町から他市町登録者の登録を抹消する旨の届出があったとき」を加える。

第11条中「登録者」を「市民登録者及び他市町登録者」に改める。

第14条第2号中「補助監督人」の次に「(以下この号において「監督人」という。)」を加え、「センター」を「監督人」に改め、同条第4号中「センター」を「市社協」に改め、

同条第5号及び第6号を削る。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第4条関係）

鴨川市市民後見人候補者名簿登録申請書

年 月 日

(宛て)

鴨川市長

鴨川市市民後見人候補者の登録等に関する要綱第4条の規定により、次のとおり市民後見人候補者名簿の登録を申請します。

ふりがな		性別	男・女
氏名		生年月日	年 月 日
住所		電話番号	( )
養成講座受講番号			
養成講座修了日	年 月 日		
参加研修	年月日	研修名	
職歴		資格	

※ 他市町の市民後見人候補者名簿への登録を希望する場合は、希望する市町名に☑（レ点）を記入してください。

他市町名	<input type="checkbox"/> 館山市	<input type="checkbox"/> 南房総市	<input type="checkbox"/> 鋸南町
------	------------------------------	-------------------------------	------------------------------

(添付書類)

誓約書兼同意書（別紙）

別紙

誓約書兼同意書

年 月 日

(宛て)  
鴨川市長

住所  
氏名 ⑩

私は、鴨川市市民後見人候補者の登録等に関する要綱に基づく市民後見人候補者名簿への登録に際し、下記 1 から 6 までの事項を誓約します。また、下記 7 の事項に同意します。

記

- 1 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 847 条に規定する後見人の欠格事由に該当していません。
- 2 市民後見人として後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務に従事するに当たっては、成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「成年被後見人等」という。）の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮します。
- 3 市民後見人として後見等の業務に従事するに当たっては、後見監督人、保佐監督人、補助監督人（以下「監督人」という。）又は家庭裁判所の指示に従うほか、成年後見人、保佐人又は補助人としての活動状況を監督人に定期的に報告します。
- 4 市民後見人として後見等の業務に従事するに当たっては、当該業務に従事している期間及び当該期間の終了後において、成年被後見人等又はその親族から財産の贈与、寄附又は借入れを受けません。
- 5 後見等の業務を遂行するための知識及び技能の維持向上を目的として社会福祉法人鴨川市社会福祉協議会が実施する研修を受講します。
- 6 後見等の業務に従事している期間及び当該期間の終了後において、当該業務により知り得た個人情報若しくは秘密を漏らさず、又は当該業務以外の目的に使用しません。
- 7 次の事項に係る個人情報の外部提供について同意します。
  - (1) 市民後見人候補者名簿の写しを社会福祉法人鴨川市社会福祉協議会及び安房地域権利擁護推進センターに提供すること。
  - (2) 他市町の市民後見人候補者名簿への登録を希望する者にあつては、登録並びに登録の変更、取消し及び抹消を行うに当たり、必要な情報を当該他市町に提供すること。

別記第2号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式の2（第5条の2関係）

鴨川市市民後見人候補者名簿登録通知書

年 月 日

様

鴨川市長



年 月 日付で から申出のあった市民後見人候補者名簿の登録について、鴨川市市民後見人候補者の登録等に関する要綱第5条の2第1項の規定により下記のとおり登録したので、通知します。

記

- 1 登録者氏名
- 2 登録期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 登録事項
  - (1) 氏名
  - (2) 生年月日
  - (3) 住所
  - (4) 連絡先
  - (5) 職歴及び資格
  - (6) 権利擁護支援員（市民後見人）養成講座の受講者番号

附 則

この告示は、令和8年2月1日から施行する。